

国立大学法人弘前大学
平成21年度の業務運営
に関する計画（年度計画）

平成21年度 国立大学法人弘前大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1)-1 教育目標が意図する教育の成果を達成するための具体的方策

(1)-1-1 教養教育（21世紀教育）

1) 情報収集・処理に関わる基本的技能習得プログラムと情報化社会における倫理教育を連動して行う。

【倫理教育を加味した情報関連科目】

○倫理教育を連動して行う情報系基礎科目（「情報Ⅰ（標準）」、「情報Ⅱ（発展）」、「情報Ⅲ（上級）」）を継続して開講する。

2) 学生の到達目標に応じた外国語の習得プログラムを開発・整備するとともに、外国語能力評価の客観化を図る。

【新たな英語科目の整備】

○学内TOEIC模擬試験及びTOEICパイロットプログラムの実施結果をもとに、英語科目のカリキュラムを平成21年度中に整備し、平成22年度からの実施を検討する。

3) 発言力、批判力を習得させる対話型・双方向型の少人数授業を充実させる。

【基礎ゼミナールの充実・検証】

○基礎ゼミナールにおいて、学生の発表力、質問力等、総合的言語力の向上を図るよう授業担当教員に要請するとともに、履修マニュアルにその旨を記載して学生に周知徹底を図り、その成果を学生アンケートで、引き続き検証する。

4) キャリア教育を導入し、自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

【キャリア教育の継続】

○キャリア教育の特設テーマ科目「社会と私—仕事を通して考える—」について、引き続き年間4コマ開講し、自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

(1)-1-2 専門教育（学部教育）

1) 多様化する学生の資質・学力に対応して基礎教育を充実・強化する。

【分野・領域ごとの取組】

○人文学部：教員配置と連動して、必要に応じてコア科目を点検する。

○教育学部：教員養成学研究開発センターを中心に、附属学校園の副校長をスタッフに加え、「教職実践演習（仮）」等の実践的な科目の相互関連性と内容を検証し、教育の充実を図る。

○医学部医学科：

・新規卒業者の医師国家試験の合格率95%以上を目標とする。

・医師国家試験に向けて「発展臨床医学Ⅲ」を開講する。

- ・コア・カリキュラムとは別に開講する「発展科目」について、学生アンケートにより評価し、その内容を改善する。
- ・「研究室研修」の結果についてのプレゼンテーションを実施し、これを評価の一部とする。
- ・「生化学講義」，「生化学実習」の一部を寄附講座が担当する。

○医学部保健学科：

- ・新規卒業者の看護師等各種国家試験の合格率90%以上を目標とし、このための国家試験対策を充実させる。
- ・被ばく医療に関するカリキュラムを策定する。

○理工学部：専門基礎の学習及び演習科目導入による能動的な学習を重視した新学科体制の学年進行最終年度であることを踏まえ、カリキュラム構成・実施体制に関する評価を実施し、見直しに関して検討する。

○農学生命科学部：平成20年度からコア科目導入を柱に専門基礎科目を充実させた新カリキュラムの効果を点検し、授業方法・内容の改善を進める。

2) 各授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、達成度を把握し授業改善に活用する。

【成績評価基準の明示】

- 学部専門教育科目の統一的な成績評価基準を、履修案内等に引き続き明示する。
- 授業科目ごとの到達目標と成績評価方法・基準を、シラバスに引き続き明示する。

【教育の達成度の把握】

〔全学〕

- 各授業科目の到達目標に対する達成度を把握する観点から、全教員に「教育者総覧（教育活動自己評価申告記録）」の記載内容のさらなる充実について依頼する。
- 成績分布の分析及び学生による授業評価アンケートの結果により、教育の達成度を把握し、その結果を引き続き授業改善に活用する。

〔部局〕

- 教育学部教員養成学研究開発センター：教職を目指す学生を対象に、「自己目標」に基づく「自己評価」を行わせ、その結果により達成度を把握し授業改善に活用する。
- 医学部医学科：成績分布の分析及び学生による授業評価アンケートに基づいて、学務委員会が個別に授業担当教員の指導を実施し、授業改善を図る。

3) インターンシップの拡充，企業人等学外非常勤講師の活用により，実学の充実を図り進路選択を支援する。

【インターンシップの拡充】

- 全学を挙げた積極的なインターンシップの拡充を図るとともに、実施内容の改善について検討する。

【企業人の活用】

- 人文学部：地域の専門家（企業人）を非常勤講師として採用し、実学の充実を図る。
- 医学部保健学科：地域包括支援センター，訪問看護ステーション及び病院等の現場で活躍している人材を非常勤講師として活用し、実学の充実を図る。

4) 学部間の協力体制を整備し、理工学部及び農学生命科学部のJ A B E E認定を目指した教育を、平成16年度から実施する。

(実施済)

5) 学外の資格試験等を活用し、その結果を踏まえ教育方法の研究、改善を行う。

【資格試験結果の分析】

○医学部保健学科：

- ・検査技術科学専攻では、健康食品管理士養成校として、受験者の資格取得状況を把握し、これと国家試験受験結果との関連について分析する。
- ・平成22年度からの細胞検査士養成課程開講に向けて、教育実施体制を整備する。

6) 留学生センターの機能を強化し、平成16年度から短期留学プログラムの充実を図る。

【短期留学プログラムの充実】

- タイ王国へのスタディツアー（教育機関での語学研修、学生交流及び現地企業での実務研修等）を企画し、実施する。実施に当たっては、北東北国立3大学の学生及び教員の参加を検討する。
- チェンマイ大学及びタマサート大学からのスタディツアー（学生の海外実習）を受け入れる。
- 津軽地域に関連した国際交流科目の充実を目指す。

7) 社会人入学制度を積極的に運用し、学生集団の活性化を図る。

【社会人の受入れ】

- 社会人特別選抜を実施し、積極的に社会人を受け入れる。

(1)-1-3 大学院教育（修士課程）

1) 地域社会の需要に応える高度技能・能力を付与する講義・演習・論文指導を行う。

【高度専門職業人等の養成】

- 人文社会科学研究科：カリキュラムと指導体制を全面的に見直し、研究科の再構築に着手する。

2) 青森サテライト教室を充実する。

【サテライト講義の開講】

- 青森サテライト教室で、社会人を対象とした講義を引き続き開講する。

3) 本学及び他大学の博士課程進学を前提とする学生への指導を強化する。

【進学ガイダンス等の充実】

- 保健学研究科：学生の進学意欲を高めるため、大学院進学ガイダンスなどを開催する。

4) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

【社会人の支援】

- 教育学研究科：青森県教育委員会との連携に関する協定の締結を踏まえ、現職教員の受け入れについて、一層の拡充や条件整備を図る。
- 保健学研究科：地域の現職コ・メディカルスタッフを受け入れ、地域の医療現場でリーダーシップを発揮することができる人材を育成する。

(1)-1-4 大学院教育（博士課程）

1) 個別指導を徹底し、研究成果の発表を促進する。

【研究指導の強化】

○医学研究科：

- ・査読制のある雑誌に受理されたものを学位論文として受け付ける。
- ・秋田大学大学院医学系研究科と連携して、学位論文審査を実施する。

2) 各研究科の研究指導協力体制を強化する。

【研究指導体制の強化】

○医学研究科：

- ・秋田大学大学院医学系研究科と共同でセミナーを開催する。
- ・領域内における研究指導体制の強化及び修業年限短縮制度修了者の増加を推進する。

○理工学研究科：平成21年度から研究部を3分野体制とし、専門分野横断的な研究指導体制を推進する。

○地域社会研究科：地域共同研究センター及び生涯学習教育研究センターとの連携によって研究指導体制を強化する。

3) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

【地域社会との連携】

○理工学研究科：引き続き連携大学院教育制度による地域との連携強化を図る。

【社会人受入の促進】

○社会人入学の受け入れを積極的に推進する。

○保健学研究科：地元地域で活躍する教員を積極的に受け入れ、地域社会が抱える深刻な問題である「日本一の短命県」「屈指の脳卒中県」などに対応し、それらを解決しうる能力を持つ教育・研究者や高度医療人の育成を図る。

○地域社会研究科：首都圏における社会人学生の受け入れを積極的に進める。

(1)-2 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1) 学生による授業評価の方法を工夫し、教育の成果・効果の検証に活用する。

【授業評価アンケートの充実】

〔全学〕

○学生による授業評価アンケートの実施方法を点検するとともに、前年度の回収率のさらなる向上を図る。

○学生による授業評価アンケートの結果は、各研究科長及び学部長を通して教員へ通知し、改善が必要な教員には、授業参観や改善要請などの適切な指導を、引き続き実施する。

〔部局〕

○医学部保健学科：前期と後期の授業途中において、学科独自に学生による授業評価アンケートを実施する。

○農学生命科学部：平成15年度から実施してきた「卒業・修了時学生アンケート」の内容を改善しつつ継続する。

2) 学生の試験結果等の分析を持続的・系統的に実施することにより、教育の達成度を把握し、結果を教育に反映させる。

【教育達成度の把握の充実】

〔全学〕

○成績分布の分析を行うとともに、学生による授業評価アンケートの結果と合わせて、教育の達成度を引き続き把握する。

〔部局〕

○医学部医学科：

- ・医学教育センターにおいて、メディカル・スクール構想（学士入学4年制）に基づいて、3年次学士編入学生の教育達成度を持続的かつ系統的に調査し、教育へ反映させるとともに、構想そのものについて検証を行う。
- ・4年次学生に対して臨床実習前に行う共用試験の結果を解析し、学生の達成度を把握するとともに、進級判定の資料とする。また、共用試験の成績不良者に対して、補講等の対応を図る。
- ・6年次学生に実施する総合試験の結果を解析し、これを卒業判定の資料とする。また、その結果を教育改善に反映させ、総合試験の成績不良者に対して補講等の対応を図る。
- ・3年次編入学第1期生の臨床実習前のすべての科目の成績を分析し、その結果をもとにカリキュラムの改定を図る。また、これらの結果をもとに、3年次編入学の入学試験の評価基準の改定を図る。

○医学部保健学科：臨地・臨床実習終了後に、「臨地・臨床実習アンケート」を実施するとともに、アンケートの分析結果については、教育効果の検証に活用する。

○理工学部：専門基礎の学習及び演習科目導入による能動的な学習を重視した新学科体制の学年進行最終年度であることを踏まえ、カリキュラム構成・実施体制・達成度に関する評価を実施し、見直しに関して検討する。

○農学生命科学部：学部の自己評価と教育改善とを両輪とする教育改善システムの構築に引き続き取り組む。

3) 卒業生及び企業等に対するアンケート等を活用して、教育の成果・効果の検証を充実させる。

【アンケート調査の継続】

〔全学〕

○卒業生及び企業等に対するアンケートを実施し、教育の成果・効果を検証する。

〔部局〕

○医学部医学科：

- ・本学卒業の研修医に関するアンケート調査を、初期研修指導者を対象として行う。
- ・講義及び診療参加型実習（クリニカル・クラークシップ）にそれぞれ「地域医療」と「へき地医療施設実習」を加える。

○医学部保健学科：アンケート調査結果を各専攻ごとに分析し、教育改善等に活用する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(2)-1 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) 入学試験全体を分析検討し、平成16年度に入学試験及び入学試験体制の抜本的な改善案を策定する。

【入試の改善】

〔全学〕

- 入試に関する外部評価を実施する。
- 外部評価の結果を踏まえ、入学試験の実施体制について点検を行うとともに、見直しを検討する。
- 入試広報及び入試改善を目指し、「入試総合センター（仮称）」の設置について検討する。
- 予備校等から講師を招き、本学入試の改善のための講演会を開催する。
- 大学院の秋季入学を促進するための検討を行う。

〔部局〕

- 教育学部：中学校教員養成課程の入試の改善について検討する。
- 医学部保健学科：第2志望制度の実施を継続する。

2) 学部説明会の内容を高等学校と相談しながら、全学的に検討して充実を図るとともに、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用及び高等学校に出向いての講義や説明会を通して、高校生に対する大学理解の向上を図る。

【入試広報等の強化】

〔全学〕

- 青森県内、秋田県北及び北海道道南の高等学校において、本学個別の説明会等を実施し、本学への進学意欲の向上を図る。
- 本学への理解を深め、志願者を確保するため、入試広報DVD等を作製し、高等学校等に配布する。
- 引き続き、オープンキャンパスを年2回実施する。
- 入試広報の一環として、学生をアンバサダーとして出身高校等に派遣する。
- 本学への理解を深め、また今後の進路指導に活かしてもらうため、高等学校の進路指導担当教諭を招へいする。

〔部局〕

- 教育学部：これまでの入試広報の効果を検証し、より重点化した効果的な入試広報を実施する。
- 医学部医学科：ウェブサイトにおいて学部の「目的」や「アドミッションポリシー」の提示を見直し分かり易くする。
- 医学部保健学科：
 - ・オープンキャンパスにおいて、学生委員が中心となり、高校生向けのパンフレット作成等に携わるとともに、高校生との交流の場を設ける。
 - ・八戸サテライトにおいて、八戸地区周辺の高校生を対象とした看護体験事業を実施する。

3) 留学生の受入体制の整備を行う。

【留学生受入の推進】

〔全学〕

- 留学生30万人計画に沿って、受け入れ留学生の増加を図るため、特に次の2項目を実施する。
 - ・国内日本語学校在籍留学生に関して、国内大学への進学状況調査を行うとともに、本学のPR活動を実施する。
 - ・学部及び研究科と国際交流センターが連携し、留学生の受入体制を検討し、整備を推進する。

〔部局〕

- 医学研究科：中国医科大学との学部間交流協定に基づき、研究科長裁量経費により留学生を引き続き受け入れる。

(2)-2 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(2)-2-1 学部

1) 本学の教育目標・目的に即した各学部ごとのコア・カリキュラムの導入を図る。

【コア・カリキュラムの点検】

- 人文学部：教員配置と連動して、必要に応じてコア科目を点検する。
- 医学部医学科：
 - ・チュートリアル（少人数、能力開発型教育）のための参考図書を充実させる。
 - ・既設のコア科目に加えて、さらに発展科目を開設し、プレゼンテーション能力・ディスカッション能力の向上を図るために専門基礎科目、チュートリアル教育、研究室研修等を実施する。
- 医学部保健学科：平成20年度に完成年度を迎えた新カリキュラムについて、コア・カリキュラムも含め、点検する。
- 理工学部：専門基礎の学習及び演習科目導入による能動的な学習を重視した新学科体制の学年進行最終年度であることを踏まえ、カリキュラム構成・実施体制に関する評価を実施し、見直しに関して検討する。
- 農学生命科学部：平成20年度から導入したコア科目の教育効果を検証し、改善を図る。

2) 教養教育（21世紀教育）においては、放送大学の授業等の積極的な活用により、多様な授業の選択肢を提供する。

【多様な授業の提供】

- 放送大学、弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により、引き続き多様な授業の選択肢を提供する。
- 学外の文化人を活用し、地域に根ざす大学として特色のある授業科目「津軽学—歴史と文化」を継続して開講する。

3) 寄附講義等を活用し、選択科目の充実を図る。

【寄附講義の活用】

- 人文学部：野村證券及び青森銀行による寄附講義を、引き続き開講する。
- 医学部医学科：青森県医師会による寄附講義として、「保健と医療システム」を引

き続き開講する。

○理工学部：日本原燃(株)による寄附講義として「特別講義／科学概論」を引き続き開講する。

4) 学部内、各学部間の講義の有機的な連携を図るため、授業内容等の見直しを実施する。

【学部間等連携の取組】

○全学で組織する「全学教員養成担当実施委員会」の下、全学部学生を対象とした教職科目を、引き続き開講する。

○人文学部に設置している「全学学芸員課程委員会」の下、全学部学生を対象とした学芸員関係科目を、引き続き開講する。

○医学部医学科：カリキュラムと授業内容の見直しを継続的に実施するとともに、コア・カリキュラムの改訂に伴う対応措置を整え、新カリキュラムを導入する。

○理工学部及び農学生命科学部による教育連携会議を実質化し、教育職員免許状の教科に関する科目である「専門実験」について、引き続き企画・実施運営にあたる。

○農学生命科学部：平成20年度から開始した生物学分野と農学分野との間の開講科目を相互に取り入れたカリキュラムの教育効果を検証する。

5) 国際水準の資格取得が可能な教育課程を構築する。

【JABEEの継続】

○理工学部知能機械工学科：平成22年度からの第二期継続申請に向けて自己点検・評価を実施する。

○農学生命科学部：平成20年度に再認定されたことを受けて、JABEEプログラムの一層の充実を図る。

6) 社会と連携した卒業研究を実施する。

【社会と連携した卒業研究】

○人文学部：地域に密着した課題をテーマとする卒業研究を、学部ウェブサイトで公開する。

○農学生命科学部：地域的課題を取り上げることによって、学生が課題発見能力及び解決能力を養い、社会的認識を深めるようにする。

(2)-2-2 大学院

1) プレゼンテーション能力や論文執筆等の研究者に必要な能力養成に留意したカリキュラム編成を図る。

【研究能力の養成】

○人文社会科学研究科：カリキュラムと指導体制を全面的に見直し、研究科の再構築に着手する。

○医学研究科：医学研究の基盤となる知識や技術の習得のためのカリキュラムを実施する。

2) 高度専門職業人養成に即した授業内容と授業形態を導入する。

【高度専門職業人の養成】

○医学研究科：

・健康増進専門職業人養成のため、フィールドワークを取り入れた実践的授業を实

施する。

- ・がん診療エキスパート養成に向けた大学院カリキュラムを実施する。

3) 社会と連携した研究テーマを開発する。

【社会と連携した研究】

- 人文社会科学部研究科：引き続き、特定プロジェクト教育研究センター（亀ヶ岡文化研究センター、雇用政策研究センター）の研究内容と大学院教育の連動を図る。
- 教育学研究科：青森県教育委員会との連携に関する協定の締結を踏まえ、研究テーマの設定や研究の実施面における連携を継続する。
- 医学研究科：寄附講座（糖鎖医学講座）において、「糖鎖医学」及び「応用糖鎖医学実習」を開講する。
- 保健学研究科：地域や社会に係わる研究テーマを設定し、共同研究の連携・強化をより一層推進する。
- 理工学研究科：シーズ提案会などの企画を継続し地域企業との情報交換を積極的に行い、学生も参加させることによって、学生に地域企業の抱える問題点を認識させ、地域社会との連携を推進する。
- 農学生命科学研究科：地域的課題に取り組むことによって、学生が課題発見能力及び解決能力を養い、社会的認識を深めるようにする。

(2)-3 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

1) 教育課程と授業の特性に合致した授業形態、学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

【学習指導法の研究】

- 教育・学生委員会及び21世紀教育センター：ティーチング・ポートフォリオや各種FD活動を活用した学習指導法に関する研究プロジェクトチームを、各学部等のFD委員会等と連携させ、引き続き活動体制を維持する。
- 教育学部：教員養成学研究開発センターの研究機能を拡充・強化し、「教職実践演習（仮）」をはじめとする教員養成科目の学習指導法の研究の充実を図る。

【地域医療・へき地医療に関する教育】

- 医学部医学科：カリキュラムを見直し、地域医療・へき地医療に関する教育の充実を図る。

2) 高・大連携を促進し、学生の大学教育における適応能力を高める方策を策定する。

【高大連携の充実】

- 本学の授業科目を受講した高校生が、入学後に単位認定が可能となる「高大連携公開講座」を、引き続き開設する。

【教育力向上プロジェクト】

- 教育学部：青森県教育委員会等と連携して、ラボバスを中心とした「教育力向上プロジェクト」による事業を県内各地域で実施する。

3) インターネットを利用した遠隔授業を実施する。

【遠隔教育の取組】

- 教育学研究科：むつ市教育委員会との連携に関する協定の締結を踏まえ、むつ・下

北地域と本研究科を結ぶ遠隔教育を実施する。

○医学研究科：双方型テレビ会議システムを利用したリアルタイムの遠隔授業を継続する。

○保健学研究科：インターネットを利用したWeb会議システムで、学生の自宅・職場を結び、双方向遠隔授業を実施するとともに、テレビ会議システムによる八戸サテライトとの遠隔授業を実施する。

4) 他大学との単位互換制度を拡充するとともに、開設授業科目の見直し・整理を行う。

【高等教育機関との単位互換】

○放送大学、弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により、引き続き多様な授業の選択肢を提供する。

○理工学部：八戸工業高等専門学校との単位互換制度を推進する。

5) 社会の多様な組織との連携による学外実習等の充実を図る。

【社会との連携による取組】

○人文学部：インターンシップの他に、企業や自治体との共同研究に学生の積極的な参加を促進する。

○教育学部：関係教育委員会及び県立高校と連携して、学生を学校サポーターとして学校教育現場に派遣する。

○医学部医学科：

・三沢空軍病院でのエクスターンシップ、クリニカル・クラークシップ及び学外実習の充実を図る。

・引き続き、クリニカル・クラークシップ全3クールのうち、1クール(約1ヵ月)について、地域医療実習(必修)を実施する。

・「地域医療型クリニカルクラークシップ教育(現代GP)」において、地域の保健師等とチームを組み、教育フィールドとして「岩木健康増進プロジェクト」を活用した実習講義を継続実施する。

(2)-4 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(2)-4-1 教養教育(21世紀教育)

教養教育(21世紀教育)の「成績評価の方法と基準」の検証後、適正な評価方法と基準を設定する。

【成績評価基準の明確化】

○「成績評価の方法と基準」を、継続して実施する。

【5段階評価の実施】

○5段階評価を、継続して実施する。

(2)-4-2 学部

1) 主要な科目の成績基準を策定し、学生に公表する。

【成績評価基準の明示】

○学部専門教育科目の統一的な成績評価基準を、履修案内等に引き続き明示する。

2) 成績評価に対する学生からの申し出等を受け付け、処理する制度を構築する。

【申立て制度の明示】

○学生からの成績評価に関する申立て制度について、履修案内等に引き続き明示する。

(2)-4-3 大学院

大学院教育，高度専門職業人教育における効果的な成績評価方法と基準を設定する。

【成績評価基準の明示】

○各研究科において、成績評価方法と採点基準を、シラバス等に引き続き明示する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3)-1 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）の実施体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。

【実施体制の改善】

○21世紀教育センター：自己点検・評価を継続実施し、実施体制の改善を図る。

2) 21世紀教育センターに、「高等教育研究開発室」を設置し、21世紀教育の改善のための諸活動を企画し実施する。

【高等教育研究開発室の取組】

○高等教育研究開発室が主導して、21世紀教育のカリキュラム，教育法，運営組織等に関して調査・分析し，順次改善を図る。

3) 各学部等の教育体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。

【教育体制等の改善】

○各学部等の教育体制等について、法人評価や外部評価の結果を踏まえ、自己点検を行い，改善を図る。

○教育学部：教育の充実のために、特別に経費を必要とする教科等を調査し，重点的な予算配分を行う。

4) 教職員の配置は、全学の長期的目標・目的を踏まえて、学長が実施することを原則とし，重点化が必要な部門等に対しては，全学的に柔軟に対応するシステムを構築する。

(実施済)

5) 各学部においては、学部長が、学部の目標・目的を踏まえて効果的な教員配置計画を策定する。

【部局の教員配置】

○人文学部：コア科目の見直し及び人件費の削減計画と連動して教員配置計画を策定する。

○医学研究科：研究科長が弾力的な教員配置の運用を図る。

○理工学研究科：

・平成21年度から研究部を3分野体制とし，専門分野横断的な研究指導体制を推進する。

・従前の教育部代表による人事管理委員会を平成21年度から研究部・教育部代表者による人事管理委員会とし，研究指導及び専門教育の総合的な充実を図る。

6) 教員の採用においては，研究能力とともに教育能力を選考の要件とする。

【採用・昇任における教育能力の重視】

○教員の採用・昇任においては、研究能力とともに教育能力を重視し選考する。

(3)-2 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 教育施設・設備は，原則として，全学的に一元的に管理することにより，共用部分の有効活用等を図る。

【白神自然観察園の設置】

○実習等のフィールドワークに活用することを目的に，「白神自然観察園」を設置する。

2) シラバスの内容を充実するとともに，必要な部分は電子化し閲覧できるように検討する。

【電子版シラバスの運用】

○全学で運用している電子版シラバスを，引き続き作成する。

3) 附属図書館の増改築実施を推進し，これに基づいて各学部学科等に分散している教育・研究用資料の集中化・共同利用化を促進するとともに，資料購入に要する経費及び施設利用の効率化・合理化を図る。

【附属図書館の整備】

○文系の教育研究等の質の向上を図るため，平成20年度から開始した「文系図書整備5ヵ年計画」を推進する。

○資料購入に要する経費の合理化及び施設利用の効率化を行うため，電子ジャーナル等ネットワークを利用した学術情報基盤の充実を図る。

○学術情報の集中化・共同利用化を促進するために，附属図書館の改修計画を作成し，推進する。

○本学における教育・研究成果を広く世界に発信するとともに，電子的書庫機能として「弘前大学学術情報リポジトリ」を推進する。

○本町地区図書館としての医学部分館の機能向上を図り，学術情報の集中化，共同利用化を促進する。

○官立弘前高等学校資料目録を刊行する。

【弘前大学資料室の整備】

○「弘前大学資料室」の設置を検討する。

(3)-3 教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげるための具体的方策

全学的な観点から各教員，各組織等の教育活動の評価を実施するとともに，各学部等において，特殊性を踏まえた教育活動の評価を実施する。さらに，その結果を教育改善のための経費配分等に反映させる。

【教員業績評価の取組】

○引き続き，教員業績評価を実施し，評価結果を教育の質の向上に係る経費配分に反映させる。

【組織評価の取組】

○組織評価を実施し，評価結果を教育の質の向上に係る経費配分に反映させる。

【部局独自の自己点検・評価】

- 医学研究科：自己評価委員会による現行教育活動評価基準の見直しを継続的にを行い、教育活動評価の適正化を図る。

【21世紀教育の教育評価】

- 21世紀教育センター：21世紀教育の授業運営・担当評価を実施し、評価基準に基づき、教員へ教育推進経費を配分する。

(3)-4 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

1) 教員が教育に関する能力を発揮するための支援を充実する。

【教育能力開発の支援】

- 学生による授業評価アンケート等で、教育評価の高い教員の授業を公開し、授業方法の改善・充実を引き続き図る。
- 21世紀教育センター：教育・学生委員会と連携し、教員の教育相談に関するコンサルティングを引き続き実施する。
- 人文学部：教育能力向上に関する優れた企画を学部長裁量経費で支援する。
- 医学部医学科：学生の授業評価の低い教員に対しては、学務委員長が中心となって対応し、授業方法の改善・充実を図る。

2) 高等教育における教材開発，授業形態，学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

【教員養成学の研究】

- 教育学部教員養成学研究開発センター：「養成すべき教員像」の策定と養成する具体的方法，組織体制の在り方を明らかにする。

【学生言語力大賞コンテストの実施】

- 「弘前大学学生『言語力』大賞コンテスト」を創立60周年記念事業の一環として実施する。

【大学出版会からの教科書出版】

- 大学出版会：教材開発の一環として、引き続き本学教員の編著による教科書を出版する。

3) 全学的なFD委員会と各学部等のFD委員会が連携し、効果的なFD関連事業を実施する。

【全学的なFD活動の充実】

- 青森県内大学とも連携し、FD講演会等を実施する。
- 教育・学生委員会・21世紀教育センター：新任及び若手教員を対象として、1泊2日のFDワークショップを複数回開催するとともに、FD活動の参加意欲を高めるため、FDワークショップ受講者に対して修了証の交付を、引き続き実施する。
- 教員の教授能力の開発向上を目的とした、ティーチング・ポートフォリオの活用と充実を目指し、教育方法の開発に先進的に取り組んでいる海外の大学等へ教員を派遣する。
- FDワークショップに学生を参加させ、どのような授業が望ましいかを、教員と

学生が討論しながら授業設計を行う学生参加型のFD研修を引き続き実施する。

- 全教員が参加するFD活動を推進するため、各部局におけるFD活動への参加に対するポイント制を導入する。

【学部等独自のFD活動】

- 人文学部：公開授業を行い、参観者と授業担当者による意見交換会を実施する。
- 教育学部：事務職員と教員の合同の研修を実施し、相互の仕事の理解を深め、連携した仕事の能力向上を図る。
- 医学部医学科：地域医療教育等に関するFDを実施し、教育内容と方法の向上を図る。
- 医学部保健学科：FDフォーラムを開催するとともに、公開授業を実施し、授業改善の参考とする。
- 保健学研究科：引き続き、他大学主催の大学院FD関連プログラムや研修会へ教員を派遣する。
- 理工学研究科：学協会開催の教育改善等講演会に教員を派遣し、研修させる。
- 農学生命科学部：引き続き、授業改善の取組事例や他大学の実践の紹介などの学部FDへの参加教員の増加に取り組むとともに、先進的なFD実践が見られる他大学への視察、授業改善に取り組む教員の経験を蓄積したマニュアル集の発行を行う。

(3)-5 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

1) 学部教育の全学的な連携・充実を図る。

【全学的な連携による学部教育】

- 全学で組織する「全学教員養成担当実施委員会」の下、全学部学生を対象とした教職科目を、引き続き開講する。
- 人文学部に設置している「全学学芸員課程委員会」の下、全学部学生を対象とした学芸員関係科目を、引き続き開講する。
- 人文学部：他学部の開設科目と人文学部の開設科目の比較を行い、類似、重複、相違を検証して全学連携の方策を検討する。
- 理工学部及び農学生命科学部による教育連携会議を実質化し、教育職員免許状の教科に関する科目である「専門実験」について、引き続き企画・実施運営にあたる。

2) 大学院教育の全学的な連携・充実を図る。

【全学的な連携による大学院教育】

- 研究者に必要な識見・倫理観等を涵養するため、前期「生命科学倫理学」及び後期「エネルギーと環境」を、大学院共通科目として、引き続き開講する。

3) 岩手大学大学院連合農学研究科の充実を図る。

【連合大学院の充実】

- 岩手大学大学院連合農学研究科有資格教員率の引き上げに努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(4)-1 学習相談・生活相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1) 平成16年度から、クラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーの充実等、学生への相談・支援体制を整備する。

【学長による相談体制】

○学長オフィスアワー、学長直言箱、学生懇談会等による相談体制を継続する。

【学部長・研究科長による相談体制】

○学部長オフィスアワー、研究科長オフィスアワーを充実し継続実施する。

【クラス担任制の充実】

〔全学〕

○クラス担任教員による適切な指導・助言の実施状況について、引き続き点検を行い、学生支援の強化を図る。

○学生からクラス担任に対して、修学・生活上の問題点等に関する届け出を毎学期提出させ、クラス担任による学生支援体制の整備を図る。

〔部局〕

○人文学部：随時点検を行い、クラス担任教員による指導助言体制を維持する。

○医学部医学科：1・2年次及び3年次学士入学者について、学生8～9人に2人の教授がクラス担任となり、学生相談のさらなる充実を図る。

○医学部保健学科：各学年とも専攻ごとに定めた教員がクラス担任となり、学生の履修及び生活相談等にあたる。

○理工学部：学部長・教員オフィスアワー、クラス担任教員による適切な指導・助言を引き続き実施する。

○農学生命科学部：クラス担任教員による適切な指導・助言の実施状況を点検し、学生支援の適切なあり方の共有に努める。

【相談体制の充実】

○教育学部：学生と学務委員会との連絡体制を整備するほか、学部長による職員との面談を実施し、学生支援の向上を図る。

2) 平成16年度中に、学生総合相談室、なんでも相談窓口などのメンタルヘルスを含むカウンセリング機能を持つ窓口の連携組織を作る。

【保健管理センターによる相談体制】

○保健管理センター（文京町地区）を中心として、本町地区、学園町地区にも定期的にカウンセラーを継続配置し、メンタルヘルス等のカウンセリング体制の充実を図る。また、学外カウンセラーやクラス担任等の学内教職員との連携を促進し、相談体制の質的向上を目指す。

○「学生相談を考える会」を引き続き開催し、学生相談担当者間の連携を図るとともに、教職員の学生相談方法の向上を図る。

3) 学生相談室の利用の調査・解析を行い、精神的な支援サービスの向上を図る。

【学生ニーズの把握・分析】

〔全学〕

○学生相談室の利用の調査・解析を行い、学生サービスの充実を図る。

〔部局〕

○医学部医学科：学務委員会がクラス担任と連携して、相談にあたる。

○理工学部：部局学生教育相談室（仮称）を独自に設置し、学生への適切な助言、支援に対応する。

4) 学生の大学における学習に対して、具体的に助言できる相談体制を充実する。特に、入学から卒業までの一貫した相談体制を整備する。

【保護者との連携】

○東京、札幌、仙台及び弘前において、学長と新入生保護者との懇談会を実施する。

○各学部において保護者懇談会を実施する。

5) 大学院生固有の学習、生活相談の体制を整備する。

【大学院学生の相談体制】

○人文社会科学部：オフィスアワーを引き続き実施し、学生への周知を行う。

○教育学部：「教育学部学生相談員制度」について、より一層の周知と、利用の促進を図る。

○医学部：学習・生活相談の体制をシラバスに明記し、学生への周知を図る。

○理工学部：研究科長オフィスアワー制度を整備し、学生への適切な助言及び支援に対応する。

6) 学習、成績に対する学生の苦情処理システムを構築する。

【成績評価に関する申立て制度の明示】

○各学部における学生からの成績評価に関する申立て制度について、引き続き履修案内等に明記する。

(4)-2 就職支援に関する具体的方策

1) キャリア教育の充実を図る。

【キャリア教育の取組】

○キャリア教育の単位を取得した学生を対象に、「企業見学会」及び「弘前大学卒業生を中心とした企業人との懇談会」を実施する。

2) 就職支援センターを設置し、就職支援システムの強化、効率化を図る。

【就職支援の強化】

○学生就職支援センターと学部就職対策委員会等との連携により、就職支援を強化する。

○在学生の就職活動を支援するため、卒業生によるアドバイス体制を、継続して実施する。

○学生就職支援センターが中心となって県内企業を訪問し、求人開拓を強化する。また、近県の求人企業開拓及び情報収集を図る。

○留学生の就職に関する相談体制を、継続して実施する。

3) 卒業生に対する就職活動の支援方策について検討する。

【卒業生に対する就職支援】

○平成21年3月卒業者のうち、希望者に対して求人情報を電子メールで発信し、継続して卒業生に対する就職支援を行う。

○教育学部：教員養成学研開発センターを中心に、教育現場の臨時講師等教職を目指す人々に対する教育力向上のための支援を実施する。

○医学部医学科・医学研究科：卒後の初期及び後期研修に関する情報提供を行う。

(4)-3 経済的支援に関する具体的方策

独自の奨学制度の設置を検討する。

【大学独自の奨学制度】

○本学独自の「弘前大学学生生活支援奨学金」制度を、引き続き実施する。

【大学独自の研究助成制度】

○平成21年度から博士後期課程入学者を対象とする研究助成を実施する。

(4)-4 社会人・留学生等に対する配慮

1) 留学生センターにおいて、保健管理センター等との協力の下に、健康支援等を含む留学生の支援体制について検討する。

【留学生の健康支援】

○国際交流センター：保健管理センターとの連携を密にし、ガイダンス等を活用して留学生の健康支援の充実を、引き続き図る。

2) 社会人大学院学生のために、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用等による講義を拡充する。

【サテライト活用による開講】

○青森サテライト教室において、大学院の授業を、引き続き開講する。

○保健学研究科：Web会議システム及びテレビ会議システムを使用し、八戸サテライトにおいて、大学院の授業を開講する。

○地域社会研究科：東京事務所での授業の開講を試行する。

(4)-5 課外活動の支援体制強化

1) 学生、教職員が参加する総合文化祭の充実を図る。

【総合文化祭の充実】

○総合文化祭を創立60周年記念事業の一環として実施し、教職員が積極的に参画し、学生の企画・事業を支援する。

○総合文化祭の運営に係る諸問題について、近隣町内会との懇談会を開催し、地域との連携を図りつつ、円滑な運営を継続して実施する。

【芸術祭の実施】

○「弘前大学芸術祭」を創立60周年記念事業の一環として実施し、学生の芸術活動を奨励する。

2) 学生の課外活動施設の整備・充実を図る。

【課外活動の支援】

○教育・学生委員会の下、「体育・スポーツ施設運営担当教員連絡協議会」が中心となって、課外活動施設の計画的な整備と各施設の良好な管理・運営を推進する。

○課外活動団体の活動を継続して支援するとともに、学生及び教職員で組織する「課外活動連絡協議会」を主体に、課外活動サークルの学生リーダー研修会を継続して実施する。

○課外活動優秀者及び団体に対する学生表彰を，継続して実施する。

3) 学生の地域における小児病院・介護施設訪問などのボランティア活動を支援する。

【ボランティア活動の支援】

○学生のボランティア団体の活動に助成を行い，ボランティア活動の支援を継続する。

○地域住民とボランティアサークル等の学生による，周辺のゴミの問題や地域貢献についての対話を継続する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1)-1 目指すべき措置

1) 「研究推進戦略」を定め，本学の研究ポリシーを常に点検し，内容の向上を図る。

【研究推進戦略の点検】

○本学の研究ポリシーである「学術研究推進戦略（平成18年度作成）」を点検し，必要に応じて内容の見直しを図る。

【研究推進白書の作成】

○「弘前大学研究白書」（平成20年度版）を作成し，公表する。

【出版活動の継続】

○本学の研究成果を広く公表し研究推進に役立てるため，引き続き出版活動を推進する。

2) 大学として取り組む重点研究を明確にし，予算の重点配分を行う。

【全学的重点研究への支援】

○弘前大学若手萌芽研究支援事業（平成20年度導入）を充実させた「若手研究者助成制度」により，研究費を重点配分し，若手研究者支援を推進する。

○大型の競争的資金の「採択者」と「不採択者」への支援事業を導入し，経費配分することにより研究に対するモチベーションの維持・向上を図る。

【医学研究科の取組】

○医学研究科：

- ・教育研究基盤校費の傾斜配分基準を見直す。
- ・研究成果が上がった研究チームには，優先的に共通研究スペースの期限付き貸与と予算措置を行う。
- ・重点的に育成すべき研究プロジェクトに対して，期間を決め共通研究スペースを貸与する。

(1)-2 国際的レベルにある研究分野のさらなる進展の目標を達成するための措置

1) COEレベルに達している研究分野を明確にし，全学的支援を行う。

【機関研究の選定】

○COEレベルと思われる研究分野の中から「弘前大学機関研究」を選定し，全学的支援を引き続き行う。

○理工学研究科：

- ・先進医用システム開発センターを中心に、機関研究「安全と健康をみまもる動態センシングシステムの開発」を推進する。
- ・液晶材料研究センターを中心に、機関研究「機能創成を目的とした新規液晶材料の研究」を推進する。

2) 糖鎖工学，ポストゲノム，遺伝子治療開発研究，強磁場下の生体挙動と影響評価，異分野間統合的研究のコンソーシアム形成，ナノ細胞外マトリックス科学の創成，医療におけるバイオミメティクス研究と開発などの国際的レベルの研究を推進する。

【異分野間統合的研究のコンソーシアム形成】

- 理工学研究科：先進医用システム開発センターを中心に医学研究科及び保健学研究科と連携し、「医用システム開発マイスター養成塾」及び「安全と健康をみまもる動態センシングシステムの開発」を推進する。

【強磁場下の生体挙動と影響評価に関する研究】

- 保健学研究科：中間周波電磁界影響評価に係る研究及び高周波電波の細胞遺伝子応答に係る研究を推進する。

【がんの診断治療研究】

- 医学研究科及び保健学研究科の2研究科からなる「がん診療・研究センター」により，がんの基礎及び応用研究を行う。

【遺伝子関連分野の研究】

- 遺伝子実験施設：ポストゲノム関連分野，特にRNA研究に関する研究体制の充実を図り，本学における遺伝子関連分野の核となる研究を引き続き推進する。

【遺伝子治療開発に関する研究】

- 医学研究科：「心の遺伝子リポジトリ形成」研究に対して重点的に取り組む。

【寄附講座における研究】

- 医学研究科：寄附講座（糖鎖医学講座）において，プロテオグリカン及びその関連物質に関する研究を行う。

【被ばく医療研究センター（仮称）の設置】

- 医学研究科，医学部附属病院及び保健学研究科が連携し，「被ばく医療研究センター（仮称）」を設置する。

(1)-3 地元地域社会の発展に貢献する研究の進展の目標を達成するための措置

1) 本学の位置する地域性を踏まえ，第1次産業の活性化に関わる研究（例えば，りんごの総合的研究，バイオマス利用，持続型農業など）を進展させ，地元社会の振興に貢献する。

【全学的な取組】

- 地域と連携し，第1次産業に貢献する研究・技術開発を引き続き推進する。

2) 地域社会研究科を中心に，地域性を重視した文理融合型の研究（例えば，極東アジア・ロシア交流，世界遺産の白神山地，縄文文化など）を発展させる。

【縄文文化等に関する研究】

- 人文学部：亀ヶ岡文化研究センターにおいて，地域文化の基層を調査し，その成果を公開する活動を継続して行う。

【地域活性化への取組】

○地域社会研究科：

- ・新幹線の青森延伸を視野に入れた研究を行う。
- ・青森県津軽地域の自治体職員と研究科教員・学生による自主的な組織として発足した「津軽地域づくり研究会」の活動を通じて、地域活性化の方策研究を進める。

3) 地域医療，教育の面において行ってきた多様な研究をさらに発展させ，地元社会に有用な人材を輩出する。

【部局等の取組】

- 教育学部：青森県における学校教育・社会教育等が抱える諸問題を，積極的に取り上げる研究を行う。
- 医学研究科：大学院学生の地域保健への理解度を深め，地元社会への還元を目的として，平成17年度から継続してきた「岩木健康増進プロジェクト」の調査活動・研究成果の発表を大学院セミナーとして実施する。
- 医学研究科・保健学研究科・医学部附属病院：「緊急被ばく医療支援人材育成及び体制の整備」の5カ年計画に基づき，看護師等の人材育成のための教育体制整備等に取り組む。

4) 地元地域社会の課題である産業・雇用の創出や文化の創造・発展に寄与する産学官連携の研究をさらに促進する。

【全学的な取組】

- 都市エリア産学官連携促進事業（弘前エリア・一般型）を推進し，「QOLの向上に貢献するプロテオグリカンの応用研究と製品開発」に引き続き取り組む。
- 理工学研究科：特定プロジェクト教育研究センター「先進医用システム開発センター」を中心に医学研究科及び保健学研究科と連携し，科学技術振興調整費事業「医用システム開発マイスター養成塾」を推進する。

【部局：特定プロジェクト教育研究センターの取組】

- 人文学部：雇用政策研究センターにおいて，雇用情勢を把握するための調査・研究活動を継続して行う。
- 教育学部：
 - ・特別支援教育センター：小・中学校等の発達障害児への教育相談，及び特別支援教育に関する研修講座を実施するとともに，特別支援教育に関する調査を行い社会に公表する。
 - ・経済教育センター：地域の公立学校において，金融経済教育カリキュラム（初等・中等）を実践する。また，青森県企画政策部人づくり戦略チームとの協同開発を行い，事業実施に参画する。
- 理工学研究科：液晶材料研究センターにおいて，都市エリア産学官連携促進事業（一般型，むつ小川原・八戸エリア）等のプロジェクトに参加し，弘前大学で生まれた技術であるアモルファスブルー相を用いた表示素子の開発を推進する。
- 農学生命科学部：地域循環型未利用バイオマス利活用などの地域的課題に積極的に取り組む。

5) 理工学研究科を中心に，地域特有の災害・環境問題（例えば，地震，火山，雪害）に係わる研究を進展させ，地域社会の生活向上に貢献する。

【環境等の研究】

○理工学研究科：

- ・研究科附属施設「地震火山観測所」を中心とした、防災技術に関する研究体制を強化する。
- ・地球温暖化傾向の地域的・季節的・時刻的な相違、北半球の融雪早期化傾向及び青森県の洪水災害・強風災害と異常気象等について研究を引き続き推進し、それらの研究成果を発表する。

6) 平成16年度開始の地震予知計画（5カ年計画）に即し、内陸部の十和田湖を中心とする地域及び三陸沖について、観測と地震予知の研究に取り組む。

【地震予知研究】

- 理工学研究科：「三陸沖北部の地震における強震動放射領域の解明」（5カ年計画の最終年度）に係る研究成果を踏まえ、研究科附属施設「地震火山観測所」を中心とした、防災技術に関する研究体制を強化する。
- 「コラボ弘大」において、サイエンスパークの一環として、気象地震情報をデジタル・ビジュアル化し、一般に公開する。

(1)-4 先見性のある基礎的研究の重点的推進の目標を達成するための措置

重点研究の学内公募を行い、先見性のある基礎的研究を明らかにし、全学的に推進する。

【先見性のある基礎研究への全学的支援】

- 先見性のある研究から「弘前大学機関研究」等と認めた研究に対し、研究費を引き続き重点配分する。
- 保健学研究科：(独)放射線医学総合研究所と連携し、被ばくマーカーの検索に取り組むとともに、日本原燃(株)及び(財)環境科学技術研究所と連携し、被ばくバイオアッセイの検査・研究を推進する。
- 北日本新エネルギー研究センター：新エネルギーによるCO₂排出削減のための研究に重点的に取り組む。

(1)-5 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究成果の評価システムを作り、著書・論文・特許等（数と引用度）、外部資金の申請と獲得、大学院生の教育などを指標とした数値評価基準を定め、公表する。

【教員業績評価の取組】

- 引き続き、教員業績評価を実施し、評価基準・評価結果を公表する。

【部局独自の自己点検・評価】

- 医学研究科・附属病院：平成19年度及び平成20年度に実施した自己点検評価の結果を、広く公表する。

【競争的資金獲得における評価基準の明確化】

- 科学研究費補助金の申請及び採択状況について、部局の評価基準を数値化する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(2)-1 全学的な研究目標に沿った研究実施体制の整備のための目標

1) 研究推進体制を充実させ、本学の戦略的研究を推進する。

【全学的な研究推進体制】

- 全学的な研究推進体制の充実を引き続き図る。
- 全学的な重点研究（機関研究等）に指定された研究について、評価を行う。

【部局における研究推進体制】

- 特定プロジェクト教育研究センターの中から「弘前大学機関研究」に相応しいと認めた研究に対して、引き続き研究支援を行う。
- 研究科及び学部は、設置する特定プロジェクト教育研究センターの研究に対して支援の充実を図る。
- 医学研究科：トランスレーショナルリサーチセンターを設置する。

2) 低侵襲手術の実現に向けた、人体機能の解明やその病態治療に有効な医用器械やシステムの開発を、医学研究科と理工学研究科が共同して推進する。

【連携体制の強化】

- 理工学研究科：先進医用システム開発センターを中心に、医学研究科、保健学研究科と協力して、「安全と健康をみまもる動態センシングシステムの開発」、「医用システム開発マイスター養成塾」を推進する。

3) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策を検討する。

【研究員の配置】

- 「弘前大学機関研究」と認めた研究に対して、必要に応じて機関研究研究員を配置する。

4) 重点研究を定め、予算配分を行うなど、研究資金の配分システムに関する具体策を実施する。

【全学的な研究費の重点配分】

- 「弘前大学機関研究」と認めた研究に対し、引き続き研究費を重点配分する。
- 「若手研究者助成制度」を設立し、研究費を重点配分し、若手研究者支援を推進する。
- 大型の競争的資金の「採択者」、「不採択者」への支援事業を導入し、経費を配分する。
- 科学研究費補助金の申請率、採択率及び採択額の達成状況に応じ、各部局へのインセンティブ経費の配分を行い、科学研究費補助金の獲得向上のための支援を行う。

【部局における研究費の重点配分】

- 教育学部：基盤的な研究のための整備と重点研究を精査し、研究費を重点配分する。また、研究費の重点配分による成果の検証のためのより効果的な仕組みを構築する。
- 理工学研究科：若手教員を対象に「研究科長重点研究」を指定し、研究費を重点配分する。

5) 全学共同利用の機器分析センターを設置し、機器の整備及び人的配置を図る。

【機器分析センターの充実】

- 機器分析センター保有機器の充実を図るとともに、新設される「コラボ弘大」に、一部の保有機器の移設を行い、分散機器の集中的な配置を促進し、利便性の向上と利用拡大を図る。

○機器分析センター新規機器室の確保に伴い、機器の集中管理を促進し、利便性の向上を図るため、技術スタッフの配置に向けて検討する。

(2)-2 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

1) 学内の分野横断的な研究プロジェクトチームを多数形成し、研究費獲得の推進及び研究の質的發展を図る。

【プロジェクトチームによる研究推進】

- 医学研究科と保健学研究科との共同で組織した複数の研究プロジェクトを充実し、研究推進を図る。
- 農学生命科学部：学部長裁量経費・間接経費を活用してプロジェクト型研究を推進する。
- 地域共同研究センター：研究プロジェクトの形成を促進し、産学官連携コーディネーターが競争的外部資金（各省庁）の獲得を支援する。

2) 自己点検・評価を行い、評価結果を研究費の傾斜配分、人員配置等に適切に反映させる。

【教員業績評価の取組】

○教員の業績評価を実施するとともに、評価結果を研究の質の向上に係る経費配分に反映させる。

3) 業績評価、公表を行うことにより、研究活動の質の向上を図るとともに、優れた研究者の育成・活性化を図り、研究者の処遇に反映できる方策を講ずる。

【教員業績評価の取組】

- 学長は、教員業績評価で高い評価を受けた教員に経費配分等の適切な支援を行う。
- 教員業績評価の高い教員へのインセンティブとして、国内外研究機関への派遣制度を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1)-1 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

1) 社会連携委員会を設置し、地域貢献のための体制強化を図る。

【ポリシーに即した活動展開】

- 社会連携ポリシー及び産学官連携ポリシーに基づいた活動を展開する。
- 県内自治体等との定期的な協議、意見交換会等を開催し、教育・研究面での連携を強化する。
- 「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の活動に関して、公開講座、FD実施、図書館の共有など多様な機能を持つ連携を推進する。

【部局の取組】

- 医学研究科：地域医療対策委員会を中心として行政への提言を行い、地域医療機関の整備を促進する。また、同委員会を中心に、地域医療への貢献体制を整備する。
- 理工学研究科：

- ・八戸工業高等専門学校とのシーズ提案会をより充実し、より多くの企業の参加を図る。
- ・地域の小中高の各種行事，学会行事と連携し，地域の小中高理科教育に関する支援を行う。
- ・教育学部と協力して，ラボバス等による地域小中高理科教育に関する支援を行う。

2) 生涯学習教育研究センターの事業を充実させ，地域住民の教育学習要求に積極的に応えとともに，地域生涯学習の推進を図る。

【生涯学習の推進】

- 「交流型教育事業・シニアサマーカレッジ」を継続実施する。
- 各種公開講座・講演会を開催して地域住民に多様な学習機会を提供する。
- 自治体の社会教育・生涯学習担当者等を対象とした研修事業を実施する。
- 民間企業の職員等を対象としたリカレント・キャリアアップ教育事業を実施する。
- 「高大連携」を生涯学習の視点から捉えた調査研究，事業を実施する。
- パンフレット「弘前大学で生涯学習を」を引き続き発行するとともに，内容の充実を図る。
- 医学研究科：地域住民を対象として，住民の健康増進及び疾病予防等に関する公開講座を定期的・計画的に実施する。
- 理工学研究科：「医用システム開発マイスター養成塾」を推進し，地域企業技術者の高度教育を実施する。

【教育職員免許状更新講習】

- 平成21年度から教員免許状更新講習を，実施する。

【小・中・高生の理科離れ対策】

- 科学者発見プロジェクト，ラボバス，サイエンススクール，サイエンスパーク，白神自然観察園等の活動を通じて，小・中・高生の理科に対する興味・関心を高める取組を推進する。

3) 青森県内における本学の地域貢献を充実させ，八戸サテライト及び青森サテライト教室の事業展開を図る。

【八戸サテライトにおける活動】

- 八戸サテライトを本学の八戸地域における拠点として，さらに業務を充実する。
- 八戸サテライトを会場として，講演会等を実施する他，通信システムを利用した事業を実施する。

(1)-2 産学官連携，地域貢献の実施体制の推進のための措置

1) 地域共同研究センター，生涯学習教育研究センターなど，学外対応窓口及び関連組織体制の整備を図る。

【地域共同研究センターの取組】

- 地域共同研究センター：コラボ産学官，日本海地域イノベーション技術移転機能（KUTLO-NITT），北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）に参画している機関と積極的に連携し，国際的産学官連携活動を視野に入れた活動を展開する。

【機器分析センターの取組】

○機器分析センター：

- ・機器分析センター保有機器の外部開放制度を更に広めるため、「コラボ弘大」に機器分析センター機能を移設し、活動拠点とすることにより、各種会議等における制度説明、企業訪問等の利用促進を図る。
- ・青森県工業総合試験研究センターとの機器相互利用等の実施に向けて検討する。

【コラボ弘大の整備】

- 「コラボ弘大」の一部をレンタルラボとして開放し、研究及び産学連携活動スペースを提供することにより地域への貢献を図る。
- 「コラボ弘大」を研究及び産学連携関連拠点として位置付け、関係業務の集中化を図りつつ、地域貢献のワンストップサービス化へ向けた取組を行う。

【生涯学習教育研究センターの取組】

- 生涯学習教育研究センター：「大学開放」の推進を図るため、センター協力教員制度を積極的に活用する。

2) 民間企業との共同研究、受託研究、受託研究員の受入れ、民間等との人事交流の促進を図る。

【共同研究・受託研究の促進】

- 意欲のある地域企業の共同研究に対する支援の充実を図るため、弘前大学マッチング研究支援事業「弘大GOGOファンド」制度の見直しを行う。

【人的交流の推進】

- 青森県公設研究機関と連携し、相互の研究シーズによる地域産業の振興を促進する。
- 弘前市と共同運営している「ひろさき産学官連携フォーラム」において、専門分野ごとの研究会の運営に加え、支援組織間の人的交流・情報共有を基盤とした新たな事業展開を図る。

3) 地域共同研究センターなど、学内共同教育研究施設等の組織の整備を図る。

(実施済)

4) 知的財産創出本部を設置し、知的財産権の実施、管理及び活用を推進する。

【知財管理体制の整備・充実】

- 知的財産管理体制の整備・充実を図り、知的財産の戦略的な管理、活用を行う。

5) 平成16年度に、産官学連携、就職活動の拠点とする「国立大学法人弘前大学東京事務所」及び「同分室」を設置する。

(実施済)

(1)-3 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

1) 留学生センターの体制整備を図り、留学生交流を一層充実させる。

【受入・派遣体制の充実】

- 協定校等からのスタディツアー（学生の海外実習）の受入れにあたり、日本人学生及び課外活動団体などと協力し実施する。
- 留学生30万人計画と大学の国際化を推進するため、協定校との交流人数の見直しなどを行い、英語圏等への学生派遣の拡大を図る。

2) 国際交流協定姉妹校との提携を活発化させ、研究者・学生の交換を促進する。

【教員・学生の交流推進】

○本学の協定校と連携して、国際交流を推進するためのワークショップを開催し、これに北東北国立3大学の教員を参加させる。

○医学部医学科・医学研究科：テネシー大学メンフィス校との学生派遣交流、及び海外の先端的高等教育機関への教員派遣を継続する。

3) UCTS (UMAP単位互換方式)の早期導入に努める。

【協定校との成績交換】

○協定校との単位互換の実態を調査し、UCTS方式の導入について検討を継続する。

4) 帰国留学生及び帰国研究者の人的情報を整備し、教育・研究の将来的発展を図る。

【人的情報の整備】

○帰国留学生リストを更に整備し、データベース化による連絡体制を整える。

(1)-4 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

開発途上国等への貢献を目的としたプロジェクトチームを編成する。

(実施済)

(1)-5 北東北国立3大学（弘前大学，岩手大学，秋田大学）の連携推進にかかる措置

「北東北国立3大学連携推進会議」において、連携強化の具体的方策等について検討し、3大学間の強い連携を進めるとともに、再編・統合に関する検討結果をまとめる。

【北東北国立3大学間の連携推進】

○「北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト」等を継続的に実施し、北東北国立3大学間の連携強化を図るとともに、研究成果等を地域社会に還元する。

○北東北国立3大学間の連携について、「北東北国立3大学連携推進会議」において、第一期中期目標期間の事業等を総括する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(2)-1 組織上の位置づけに関する措置

医学部メディカルスクール構想におけるメディカルセンターとしての役割を担う。

【卒後臨床研修センターの役割】

○指導教員による指導体制に加えて、研修医が学生を、または先輩学生が後輩を指導する体制（いわゆる「屋根瓦方式」）の充実を図るため、研修医を対象とした勉強会（プライマリケアセミナー、臨床病理検討会（CPC）等）への学生の参加を積極的に推進する。

○引き続き、研修医の研修環境の改善を図るため、卒後臨床研修センター研修医室及び関係設備等の充実を図る。

(2)-2 管理・運営に関する措置

1) 病院長を専任制とし、その権限を強化し、病院長支援体制を整える。

(実施済)

2) 病院長を責任者に経営戦略会議を設置し、経営を担当する理事を通して、その経営方針等を役員会に反映させ、病院の管理運営の充実、強化及び経営の健全化を図る。

【病院経営の強化】

○引き続き、「診療報酬対策特別委員会」において、収益の向上及び診療材料費の圧縮を図り、病院経営の効率化と経営改善に努める。また、「経営戦略会議」から、病院の経営状況についての評価及び助言を得る。

【病院長の大学経営への参画】

○病院長が学長特別補佐として役員会に陪席し、病院の経営方針、経営実状等を報告することにより大学法人全体としての共通認識を図る。

3) 第三者機関による病院の評価を受け、医療の質の向上を図る。

【第三者機関による評価】

○引き続き、(財)日本品質保証機構による継続的な評価を受け、医療の質の向上を図る。

4) 診療職員の配置を見直し、診療支援体系の効率化を図る。

【診療支援体制の充実】

○医療支援センターの更なる充実を図る。

○MEセンターにおける臨床工学技士の増員と資質向上を図る。

(2)-3 診療に関する措置

1) 診療成績と技術の向上を図り、遺伝子診断・治療等の高度先進医療を開発・推進する。

【先進医療の推進】

○既設の先進医療(旧高度先進医療)を推進し、さらに新たな開発に向けて取り組む。

2) 臓器系統別専門診療体制を整備・充実させるとともに、待ち時間の短縮、診療時間の拡大等患者の利便を図る。

【診療体制の整備・充実】

○呼吸器・循環器領域における診療体制の更なる充実を図る。

○栄養管理部において、肝臓疾患の入院患者に対する「栄養教室」を新たに開催し、治療効果の向上と栄養状態の改善による患者のQOL向上を図る。

○栄養サポートチーム(NST)の院内勉強会を開催し、チームのレベル向上を図る。

3) 地域医療機関とのネットワークを構築し、電脳病診連携システムを構築・充実させることで、地域医療の充実と機能分担を図る。

【地域医療機関とのネットワーク強化】

○地域医療機関との更なる連携を図るため、以下の業務を実施する。

・医療人GPにより整備した遠隔診療データ通信システム及びテレビ会議システムについて、運用方法の効率化を検討し、充実を図る。

・病診連携を推進するため、地域連携パス(大腿骨頸部骨折)の運用を開始する。

・「地域がん診療連携拠点病院」として、地域医療機関へのがん診療に係る医療情報の提供を積極的に行う。

・高度救命救急センターの開設に向けて、地域医療機関との連携強化を図る。

【薬薬連携の推進】

○地域における薬薬連携の中心的役割を担うため、以下のことを実施する。

・引き続き、地域調剤薬局への抗がん剤に対する服薬指導等の啓発活動に努める。

- ・青森県薬剤師会と連携し、「おくすり手帳」の普及を積極的に推進する。
- ・後発医薬品について、本院での採用情報を開示する等、地域調剤薬局の専門知識向上と安全性の確保に貢献する。

(2)-4 教育・研修に関する措置

1) クリニカル・クラークシップを積極的に導入し、チーム医療に基づいた研修を行う。

【地域医療実習の充実】

○引き続き、地域医療実習の充実を図り、地域医療を理解し、社会貢献のできる医師の養成機能を強化する。

2) 卒後臨床研修センターを設置し、新医師臨床研修制度においては地域医療を重視した特色ある研修システムの整備を図る。

【卒後臨床研修プログラムの充実】

○卒後臨床研修制度の見直しに柔軟に対応しつつ、地域医療により重点をおいた研修を経験させるため、へき地医療機関への研修医の派遣を推進する。

3) 悪性腫瘍・心疾患・臓器移植等の特色ある専門医養成のための後期研修システムを整備する。

【後期臨床研修プログラムの充実】

○キャリアパス支援センターを中心に、本院専門医養成プログラムを積極的にPRするとともに、さらなる研修プログラムの整備について検討し、後期研修医の確保に努める。

【がん専門医療人の養成】

○引き続き、「北東北における総合的がん専門医療人の養成」プログラムの「専門医等養成のための大学院コース」において、がん医療に係る実習の充実を図る。さらに、地域医療機関の医師・薬剤師等、がん診療従事者のキャリアアップを図るためのインテンシブコースを利用し、地域におけるがん治療のレベル向上を目指す。

4) 医学部保健学科との連携でコ・メディカル臨床研修システムの構築を図る。

【コ・メディカル職員の専門性向上】

○引き続き、保健学研究科と連携して講演会を開催する等、コ・メディカル職員の専門性の向上を図る。

○引き続き、「がん専門薬剤師研修施設」として、がん薬物療法に対する専門的知識を有する薬剤師の育成を推進する。

(2)-5 研究に関する措置

1) 診療科のワクを外した臨床研究を支援する体系及び病院外組織との共同研究推進システムを構築するとともに、高度先進医療開発プロジェクトチームを設置し、脳血管障害等地域特性のある研究を進める。また、臨床試験管理センターの設置に努力する。

【治験管理体制の整備等】

○「医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP：Good Clinical Practice）」において義務づけられている「標準業務手順書（SOP：Standard Operating Procedures）」の標準化を図り、治験業務の簡素化と質的向上を目指す。

○本学を拠点にした「津軽地区治験ネットワーク」の更なる充実と各種治験の積極的導入を図るため、疾患別患者数等の情報を共有するなど、各構成施設との連携を強化する。

○薬剤部との連携を強化し、「抗がん剤感受性試験」、「後発医薬品の安全性確認試験」及び「副作用発現機構の解析」等の各業務を展開し、「臨床試験管理センター」の設置を目指す。

【先進医療開発の推進】

○既設の先進医療（旧高度先進医療）を推進し、さらに新たな開発に向けて取り組む。

2) 高度先進医療開発経費及び科学研究費補助金等外部資金を獲得する。

【科学研究費補助金獲得の取組】

○科学研究費補助金の申請件数について、前年度実績の維持を図る。また、本院独自のアカデミックチェックを引き続き実施し、採択率のアップに努める。

(2)-6 その他の目標に関する措置

1) 病院収支の改善を目指し、診療指標の改善を図る。

【病院収支の改善】

○病院収支改善のため、平均在院日数 20 日以下及び患者紹介率 70 %以上を維持するとともに、院外処方箋発行率 90 %以上、病床稼働率87%以上及び外来診療単価の向上を目指す。

○院内のD P C改善ワーキング・グループの活動を推進し、効率的運用に努める。

2) 物流システムを導入し、経費の節減を図る。

【SPDによる経費節減】

○引き続き、SPDシステムの集約データを検討し、医療材料の同種同効品の標準化等を実施するとともに価格交渉等を行い、経費節減を図る。

3) ホームページを充実させ、診療内容及び実績等を公開するとともに、医師、コ・メディカル及び住民の生涯教育に関する情報を提供する。

【病院ホームページの充実】

○引き続き、附属病院ウェブサイトの充実を図る。

4) 外来診療体制の再構築、診療の効率化により患者サービスの向上を図る。

【患者サービスの充実】

○患者の視点に立った解りやすい院内表示とする等、より良い医療環境の提供に努める。

○患者待ち時間の短縮を図るため、自動再来受付機及び中央採血室の受付時間の繰り上げを行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(3)-1 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1) 大学院と学部の実証的研究に対する協力体制を強化する。

【実証的研究の取組】

○「附属ユニバーサル・スクール構想」推進体制の下、引き続き大学院や学部におけ

る教員養成，教科教育等にかかわる実証的研究を行う。

【実証的研究に必要な設備・機器の整備】

○大学院や学部における教員養成，教科教育等にかかわる実証的研究を行うために必要な設備・機器を整備・更新する。

2) 教員養成カリキュラムを効果的に実施するために，教育実習の見直しを進める。

【教育実習の充実】

○教育実習を効果的に実施するために必要な設備・機器等を整備・更新する。

○教育実習を効果的に実施するために必要なサポート要員の配置を検討する。

3) 学部教員の附属学校における授業担当や，附属学校教員の非常勤講師等による学部授業担当を促進し，その成果を学部の教員養成カリキュラムの改善に役立てる。

【教員養成カリキュラムの改善】

○Tuesday実習や学校生活体験実習において，附属学校園での学部教員による学生指導の効果的な推進を継続する。

○Tuesday実習，協同研の各研究会を中心とする取組などに関連して，附属学校園教員と学部教員の連携による授業への取組を継続する。

4) 附属学校教員の研修制度を整備する。

【附属学校教員研修の取組】

○附属学校教員の学外研修を充実する。

○引き続き，附属学校教員を対象としたキャリアアップ研修を，自己啓発研修（放送大学）や学部・大学院の科目等履修生の制度を積極的に利用推進して，実施する。

5) 附属学校教員と学部教員との共同研究プロジェクトを一層推進する。

【協同研究の推進】

○附属学校教員と学部教員による協同研究，その成果の「協同研究紀要」（クロスロード）などへの発表，公開研究会，公開研修会等の企画・実施に継続して取り組む。

○「教育力向上プロジェクト」において，附属学校教員と学部教員による新たな指導を開発するための実践的な企画を実施する。

(3)-2 学校運営の改善に関する具体的方策

1) 附属小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園の境界を越えた教育方法の見直しを進める。

【ユニバーサル・スクール構想の効果の検証】

○これまでのユニバーサル・スクール構想の効果を検証し，附属学校園の新しい連携の在り方を策定する。

○特別支援教育コーディネーターを中心とした会議を計画的に開催し，支援方法や支援体制の在り方等について協議しつつ具体的な取組を行い，特別支援教育の充実を目指す。

2) 地域に対する先導的実験校として，先進的な研究を進める。また，附属特別支援学校において特別支援を必要とする地域の児童生徒などへの対応を進める。

【特別支援教育の取組】

○地域の小学校等に在籍するLD，ADHD，広汎性発達障害児等に関し，保護者や担当する教師等に対する教育相談や巡回相談等を継続実施する。

○附属特別支援学校と教育学部特別支援教育センターが連携し，地域の小・中学校等の教員，保護者のために年間を通じ計画的に研修会等を公開，開催する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

1) 役員会，経営協議会，教育研究評議会以外に，「経営協議会・教育研究評議会合同会議」，学長，理事，学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置し，学長の方針を全学に周知徹底させる。

【学長による方針の周知】

○引き続き，「運営会議」等にて学長の方針を徹底する他，「学長室」のウェブサイトから，学長のメッセージを構成員に周知する。

2) 経営協議会，教育研究評議会から選出された学長選考会議を設置し，平成16年度に学長の選考方法を整備し，法人化後最初の学長選考から新方式を実施する。

(実施済)

1-2 運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策

1) 役員会，経営協議会，教育研究評議会の構成と規模を適切に定めるとともに，全学的な委員会等と管理的職種の構成と数の適正化を図る。

【管理組織の適正化】

○全学的な委員会等と管理的職種の構成・数の適正化を維持する。

2) 学内ネットワークシステムの効率的な活用を進める。

【ネットワークの活用】

○「情報基盤整備のための戦略」に基づき，新たなネットワーク構築の実現に向けた具体的な取組を行う。

1-3 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

1) 教授会における審議事項を真に学部等の教育研究に関する重要事項に精選し，教授会の効率化，機能強化を図る。

(実施済)

2) 学部に副学部長を，附属図書館に副館長を置くことができることとし，学部等の管理運営の機能充実を図る。また，各学内共同教育研究施設に置かれていた管理委員会，運営委員会のうち，管理委員会を廃止し，教育研究評議会がその役目を担うことで，管理運営の効率化を図る。

(実施済)

1-4 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

1) 管理運営・産学官連携・国際交流等の分野における事務職員の専門性を一層向上させるため、研修や外部人材等の登用の措置をとる。

【事務職員研修の強化】

○専門性を必要とする業務に特化した研修を実施するとともに、外部研修へ積極的に参加させる。

2) 経営協議会、教育研究評議会、その他全学的な委員会に事務職員を積極的に参画させ、教員と事務職員等の一体的、効率的運営を図る。

(実施済)

1-5 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

全学的な評価システムを構築し、適正な学内資源配分のために活用する。

【戦略的な資源配分の取組】

○科学研究費補助金の各学部・研究科等の取組状況及び組織評価や教員業績評価の結果等に応じたインセンティブを配慮した予算配分を行う。

○平成20年度に戦略的経費として配分した事業から実施報告書等を提出させ、事業の進捗状況、経費の有効活用等の観点から評価し、次年度予算配分に活用する。

1-6 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

1) 監査室を設置し、法律に基づく業務監査とは別に、学内における監査を行う。

【内部監査機能の充実】

○内部監査機能の充実にを図るとともに、法人内部監査室において、平成20年度に実施した内部監査の結果を踏まえ、事項を限定した業務に係る定期監査を実施する。

また、業務の中から重要事項を選択して、臨時監査を実施する。

2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録を公開広報する。

(実施済)

1-7 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

東北地区等の国立大学法人間での事務職員の共同研修等の連携・協力体制に参加し、大学運営の活性化を図る。

【国立大学間共同研修等の取組】

○東北地区等の国立大学法人間で開催される事務職員の共同研修、セミナー等に積極的に参加し、大学運営の更なる活性化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

2-1 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）と専門教育及びそれらの関係について点検し、改善計画を作成する。

【21世紀教育センターと学部との関係】

○21世紀教育センターにおける教養教育（21世紀教育）と学部における専門教育との関係について、「学士課程教育協議会」において、検討を進め改善計画をする。

- 2) 学内の各種研究施設，学内共同利用施設等の点検を踏まえ，中期目標・中期計画の第I期期間中に，再編・重点整備計画を策定する。

(実施済)

2-2 教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 地域社会研究科の充実を図る。

(実施済)

- 2) 理工学研究科の充実を図る。

【教員組織体制】

○研究部を3分野体制とし，専門分野横断的な研究指導体制を推進する。

【博士前期課程の改組】

○理工学研究科（博士前期課程）の改組手続きを進める。

- 3) 医学研究科の整備を行う。

【医学研究科の取組】

○医学研究科における学生収容定員の充足に努める。

- 4) 医学部の学士編入学制度及び教員体制を整備する。

【学士編入学制度の取組】

○学士編入学に関する教育セミナーを開催する。

○3年時学士編入学者に関する調査・研究を行う。

- 5) 教育学部の教員養成学の研究・教育体制を整備する。

(実施済)

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3-1 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) 評価室を設置し，評価のための資料収集・管理，情報収集，評価計画の策定・実施，中期目標・中期計画・年度計画の評価のための資料作成を行う。

【教員業績評価の取組】

○評価室において，教員業績データを収集し，教員業績評価の資料を作成する。

- 2) 評価室の評価資料を基に，各学部等及び教職員等の評価を行い，評価結果に基づく改善方策を策定実施する仕組みを構築する。

【教員業績評価の取組】

○学長は，教員業績評価の結果を踏まえ，適切な改善方策を講じる。

【事務職員の評価の取組】

○引き続き事務職員の評価を実施する。

- 3) 中期目標期間中に，評価システムを進化させ，報奨制度に活用できるようにする。

【教員業績評価の取組】

○学長は，教員業績評価の結果，高い評価を受けた教員を報奨する。

- 4) 評価に関する苦情申し立ての制度を確立する。

(実施済)

- 5) 学外有識者の室員を含む人事苦情処理室を設置する。

(実施済)

- 6) 教職員等の能力向上のために必要な研修システムを整備する。

【教職員研修の取組】

- 平成20年度に新たに策定した研修方針に従い、学内研修を実施するとともに、学外研修へ積極的に参加させる。

3-2 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

【総人件費改革の実行計画】

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

- 2) 学長が人員を管理する。中長期的な人事計画の策定と組織別の職員の配置等(人件費管理を含む)についての調整は、役員会の議を経て学長が行う。その際に、中期目標・中期計画・年度計画の評価結果を反映させる制度を導入する。

【全学の人員管理】

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ策定した教職員配置計画に基づき、学長が全学の人員管理を行う。

- 学部等における退職予定者の補充手続きについて、学長は中期目標達成の観点から点検を行う。

- 3) 外部資金（競争的研究費等）による新たな任用制度を導入する。

(実施済)

3-3 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

各学部、各研究施設・センター等の新規事業展開及び連携強化に必要な人員を確保できる制度を構築する。

【多様な人事制度の取組】

- 学長保留定員と学長裁量経費の制度を運用し、必要な人員を確保する。

- 特任教員制度により、教育の活性化を推進する。

3-4 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 教員の任期制については、原則として、現行の規則・手続を継承する。

【任期制教員の評価】

- 医学研究科・附属病院：平成20年度に引き続き、平成21年度も対象となる教員に対して教員任期制に係る評価を実施する。

【任期制の検討】

- 理工学研究科：他大学の理学・工学部等における教員任期制に関する調査検討を行う。

- 2) 全学的なプロジェクト等に関する教員の任期制については、役員会の議を経て学長が提案する。

【任期制の導入】

- 北日本新エネルギー研究センター、白神自然観察園：教員の任期制を導入する。

3) 教員の採用は、公募を原則とする。

(実施済)

3-5 教職員の給与に業績を反映させる具体的方策

評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。

(実施済)

3-6 事務職員の採用・養成・人事交流における具体的方策

1) 専門職能集団としての機能が発揮できる採用、養成方法、研修制度を導入する。

【新採用職員研修の充実】

○本学が出版した「仕事のしおり」を活用して、新採用職員研修の充実を図る。

2) 大学間等の人事交流の活性化を図る。

【人事交流の取組】

○北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校等との人事交流を行う。

3) 事務職員等の採用は、試験採用、公募による選考採用、他機関等からの受け入れを適切に組み合わせるなど、多様な方法を導入する。

【事務職員等の採用】

○事務職員等の異動希望者を東北地区内でとりまとめ、選考する。

○高年齢者継続雇用を実施し、熟練した能力を活用する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

4-1 大学の管理運営や業務推進を担う事務組織の体制整備に関する具体的方策

1) 大学の管理運営や業務を分担する各役員に直結した事務部門を整備する。

(実施済)

2) 大学院の夜間受講者の増などに即応した勤務態勢を構築する。

(実施済)

3) 事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。

【「コラボ弘大」設置に伴う体制整備】

○「コラボ弘大」新設に伴い、産学官連携事務部門を集約し、配置する。

4-2 各種事務の集中化・電子化等による事務処理の効率化に関する具体的方策

1) 文京町地区の学部事務部を廃止し、事務局に集中化するとともに、教授会等学部固有の事務を担当する組織を設置する。

(実施済)

2) 事務局各部の企画立案事務の強化を図る。

(実施済)

3) 学内情報基盤を活用した事務情報化・ペーパーレス化を推進する。

【事務情報化の推進】

○情報共有基盤環境の機能充実を図り、円滑な情報共有・情報発信を推進する。

○事務情報システムのサーバー一元管理の在り方を検討し、情報化経費の削減を推進する。

4-3 業務の外部委託に関する具体的方策

委託可能な業務の外部委託を推進する。

(実施済)

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 研究推進戦略に沿って、科学研究費補助金等競争的資金獲得の増加、産学官連携の強化等の施策を進めることにより、自己収入の増加を図る。

【科学研究費補助金等獲得の取組】

○科学研究費補助金採択件数を増加させるため、研究・産学連携担当理事を中心に、申請率、採択率、採択額の目標値を定め、各部局長のリーダーシップの下、取組の充実を図る。

1-2 附属病院については、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。

【病院実習生等受入れの推進】

○教育病院として、地域医療機関の医師、救急救命士及びコ・メディカル職員並びに他教育施設の学生を病院実習生・研修生として積極的に受入れ、増収を図る。

1-3 学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ、適正な金額の設定に努める。

(実施済)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

2-1 省エネルギー対策等を徹底して実施することで、光熱水料の抑制を図る。

【省エネルギーの啓発活動】

- 改修工事等にあたっては、引き続き省エネルギー機器の導入を推進する。
- 平成20年度に立案した省エネルギー計画をもとに対策工事を実施する。
- 共同研究の実施により文京町地区に融雪設備を計画し、実施する。
- 理工学研究科：部局省エネルギー検討委員会のもとに、実態に即した省エネルギー案を策定し、更なる省エネルギーを進める。

2-2 事務情報化・ペーパーレス化の推進、事務用品の再利用の徹底、管理運営体制の必要に応じた見直し等により管理経費の抑制を図る。

(実施済)

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

施設・設備の共同利用の推進，施設の運営方法の改善を図り，効率的な運用に努める。

【資産の有効活用】

○駐車場の有料化について検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1 自己点検・評価及び第三者評価等に関する具体的方策

1) 諸活動の達成度を点検・評価するために「評価室」を設置し，評価システムの構築及び点検・評価に関する情報収集・分析体制の整備を図る。

(実施済)

2) 自己点検・評価及び外部評価を各部局等について実施するとともに，大学全体の活動については定期的に第三者評価を受ける。

【自己点検・評価の実施】

○第一期中期目標期間における最終年度の業務実績について，自己点検・評価を実施する。

1-2 評価結果を大学運営の改善に十分反映させるための具体的方策

1) 評価結果について，学長が評価室の分析を基に改善方策を立てるとともに，改善結果の検証を行うことによって，大学運営の十分な改善を図る。

【評価結果の活用】

○法人評価及び外部評価の結果を踏まえ，大学運営の改善に活用する。

○組織評価を実施し，部局運営の改善に活用する。

2) 評価結果及び改善結果等について，社会にわかりやすい形で公表する。

【評価結果の公表】

○法人評価及び外部評価の結果は，大学ウェブサイトに掲載し，社会に公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育研究活動の状況等の情報提供に関する具体的方策

1) 本学の公式ホームページを充実させ，迅速な情報提供，広報活動を行う。

【ホームページの充実】

○大学ウェブサイトの継続的な充実を図り，迅速な情報提供，広報活動を行う。

2) 一般向け広報誌の発行，ホームページを充実するなど，本学における広報活動を積極的に推進する。

【広報活動の充実】

○広報誌，メールマガジンを引き続き発行するとともに，新聞メディア等を活用し，大学からの情報発信を充実させる。

○県内高校生に対して「学びのおもしろさ」を伝えるため，研究の最先端に関する講義を行い，高校生の進路選択を支援する「弘前大学ドリーム講座」を県内各地の高

等学校で展開する。

○大学出版会：本学の教育研究活動の状況について、引き続き広く情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1 施設設備の教育研究活動への有効的活用とその管理体制の確立に関する具体的方策

1) 本学の「教育・研究・地域貢献に関する目標」に沿って「長期総合計画」を見直し、教育研究の発展に伴うニーズに対応する長期計画を策定する。

(実施済)

2) 経営的視点に立ち、総合的・長期的にキャンパスの施設設備を教育研究活動に対応するために、スペースマネジメント及び予防保全を主体とした施設マネジメントを実施する体制の確立及び施設設備のデータベース化による管理システムの導入を図る。

(実施済)

3) マネジメントの実施については、施設設備の管理運営は原則として全学一括管理とし、担当役員の下に施設設備部門が担当する制度を導入し、このための体制の整備を図る。

(実施済)

4) 独創的・先端的な学術研究等を推進するための、大学院に対応したスペースを確保・整備し、充実を図る。

【共用スペースの有効活用推進】

○本町地区の総合研究棟（臨床医学系）Ⅱ期改修工事にあたって大学院スペースを確保する。

5) 先端医療に対応した大学病院の必要なスペースの確保・整備を図り、大学病院が地域の中核的医療機関として一層の貢献をするための整備を図る。

【附属病院高度救命救急センターの整備】

○平成22年度の診療開始に向けて、高度救命救急センターの整備を進める。

【NICUの整備】

○地域における周産期医療の充実のため、平成22年度のNICU施設基準の認定に向けて具体的な検討を進める。

6) 学術研究拠点の形成及び地域連携等を推進するため、卓越した研究拠点のスペースを確保・整備し、充実を図る。

【学術研究拠点の整備】

○「コラボ弘大」を整備する。

○青森市に「北日本新エネルギー研究センター」を整備する。

○「白神自然観察園」を整備する。

7) 国際学術交流等を推進し、世界に開かれた大学を目指すためのスペースを確保・整備し、充実を図る。

【学術研究拠点の整備】

○「コラボ弘大」を整備し、研究及び産学連携活動スペースを確保する。

1-2 豊かなキャンパスづくりのための具体的方策

1) 特色あるキャンパスづくりのために、学内の交通計画の見直し、道路改修、歩道・駐輪場・駐車場整備の具体的計画を策定する。

【環境整備の実施】

○学園町地区の環境整備計画を策定する。

2) 緑化及び美観を維持するためのボランティア活動等の具体的活動計画を策定する。

(実施済)

3) 文京町，本町，学園町の各キャンパスを公園化し，市民に開放する。

(実施済)

1-3 社会的要請に対する具体的方策

1) 点字ブロック，障害者用エレベーター等の整備に努める。

○本町地区の総合研究棟（臨床医学系）Ⅱ期改修工事にあたって身障者仕様エレベータ及び点字ブロックを整備する。

○文京町地区（人文学部－理工学研究科），本町地区（保健学研究科－医学部附属病院）（医学研究科基礎医学系－臨床医学系）の建物間に渡り廊下を整備する。

2) 化学物質等の管理体制の確立を図り，排水・排気・廃棄物の処理・管理等の一元的管理の規定等を整備し，環境保全対策の推進を図る。

(実施済)

1-4 施設の老朽化対策

1) 耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を立案し，主要校舎等の耐震補強工事の実施を図る。

【耐震補強工事の推進】

○引き続き，耐震補強工事を推進する。

2) 竣工後15年経過した主要建物の部位別調査・耐力度調査を実施し，既存建物改修等の実施計画を策定する。また，その後5年毎に調査を行い，実施計画を5年毎に見直しする。

【健全度調査の実施】

○引き続き，健全度調査を実施する。

1-5 省エネルギー・省資源意識の啓蒙と普及のための具体的方策

1) エネルギー教育調査普及事業と一体となって，省エネルギー・省資源意識の啓蒙とその普及の具体的活動計画を策定すると共に，リサイクル資源活用等の具体的活動計画を策定する。

【環境報告書の作成】

○「国立大学法人弘前大学環境報告書2009」を作成する。

2) エネルギー教育関連施設の整備計画を策定する。特に，自然エネルギー教育にも配慮した関連施設の設置計画を作成する。

【サイエンスパークの充実】

○サイエンスパークの整備を進め、展示物の充実を図り、教員の研究成果を公表する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

2-1 事故防止体制の確立のための具体的方策

1) 医療事故防止体制，有害業務管理体制の整備（各年度毎の見直しと改善）を図る。

【医療事故防止の強化】

○職員への医療安全情報の周知の徹底を図る。特に，全職員に義務づけられている年2回の「医療安全及び院内感染対策の研修」の受講を徹底するため，前期と後期にそれぞれ連続して複数回の研修会を開催する。

2) リスクマネジメントの充実を図る。

【リスクマネジメントの充実】

○附属病院：

・重要事例について，根本原因分析法による事例分析を行い，再発防止策の立案と現場へのフィードバックを図るとともに，再評価により医療安全体制の見直しと改善を図る。

・リスクマネジメントマニュアル（第3版）の改訂を行う。

3) 防犯・防災に対し，責任の所在が明確となるような危機管理体制の確立を図る。

【危機管理マニュアル（ポケット版）の作成】

○危機管理マニュアル（ポケット版）を作成し，学生及び教職員に配布する。

2-2 労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1) 安全管理マニュアルの作成，安全教育・訓練，有資格者の配置，全学的な防災計画を策定する。

【安全衛生講習会の実施】

○引き続き，安全衛生講習会を実施する。

2) 定期健康診断及びその他各種検診等の受診率の向上を図る。身体面では健康診断・健康相談の充実を図る。特にカウンセリング機能の充実を図る。

【健康診断等の受診】

○法令を遵守し，引き続き定期健康診断・特殊健康診断等の受診率の向上を図る。

【健康相談等の充実】

○身体面での健康相談に加え，保健管理センターを主軸として，本町地区，学園町地区にも定期的にカウンセラーを継続配置し，メンタルヘルス等のカウンセリング体制の充実を図る。また，職員に対し広く周知する。

3) 21世紀教育，各学部教育における安全管理・事故防止の具体的方策を定期的に見直す。

【職員の安全管理・事故防止】

○産業医職場巡視を実施し，安全管理・事故防止に努める。

2-3 学内セキュリティのための具体的方策

1) 盗難や事故防止のため、学内各部局等のセキュリティ対策を点検し、マニュアル等の見直しを図る。

【防犯情報の提供】

○随時、電子メール等により防犯情報を提供し、周知を図る。

2) 情報セキュリティの対策を講じる。

【情報セキュリティの強化】

○最新の情報セキュリティに関する問題へ職員・学生のセキュリティ意識を啓発させるため、継続的に情報セキュリティセミナーを実施する。

○学内の情報セキュリティを確保するために、次期総合情報処理センター計算機システム更新時に導入するセキュリティ対策システムを検討する。

2-4 実験施設等における安全管理の啓蒙と普及のための具体的方策

1) 安全管理のマニュアル等の作成及び安全管理に関する研修会等を実施する。

【安全管理の啓蒙】

○安全衛生管理に関する講習会を継続して実施する。

○アイソトープ総合実験室：法令遵守、安全管理及び事故防止を目的に、アイソトープに関する教育訓練を引き続き実施する。

2) 安全を全てに優先するため、安全衛生管理組織体系の再構築を図る。

(実施済)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2 8億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 医学部附属病院施設の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。

2 病院特別医療機械設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(本町) 耐震対策事業 (平成20年度補正) ・(文京町) 耐震対策事業 II (平成20年度補正) ・(医病) 高度救命救急センター ・(医病) 基幹・環境整備 ・小規模改修 ・高度救命救急高次治療システム ・重症患者生体情報監視装置	総額 3,246	施設整備費補助金 (1,463) 長期借入金 (1,730) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (53)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 引き続き、教員業績評価を実施する。
- 引き続き、事務職員の評価を実施する。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ策定した教職員配置計画に基づき、学長が全学の人員管理を行う。
- 学部等における退職予定者の補充手続きについて、学長は中期目標達成の観点から点検を行う。
- 学長保留定員と学長裁量経費の制度を運用し、必要な人員を確保する。
- 特任教員制度により、教育の活性化を推進する。

- 北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校等との人事交流を行う。
- 事務職員等の異動希望者を東北地区内でとりまとめ、選考する。
- 高年齢者継続雇用を実施し、熟練した能力を活用する。

(参考1) 21年度の常勤職員数 1,333人
また、任期付職員数の見込みを 240人とする。

(参考2) 21年度中の人件費総額見込み 16,119百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,367
施設整備費補助金	1,463
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	106
国立大学財務・経営センター施設費交付金	53
自己収入	18,694
授業料、入学金及び検定料収入	3,980
附属病院収入	14,567
財産処分収入	0
雑収入	147
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,700
引当金取崩	60
長期借入金収入	1,730
貸付回収金	0
承継剰余金	32
目的積立金取崩	1,819
計	37,024
支出	
業務費	28,089
教育研究経費	14,957
診療経費	13,132
一般管理費	1,596
施設整備費	3,246
船舶建造費	0
補助金等	106
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,700
貸付金	0
長期借入金償還金	2,287
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	37,024

〔人件費の見積り〕

期間中総額14,840百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額11,351百万円)

(注1) 「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算144百万円、前年度よりの繰越額1,319百万円

(注2) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額390百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	30,765
経常費用	30,765
業務費	27,313
教育研究経費	2,076
診療経費	8,364
受託研究経費等	754
役員人件費	108
教員人件費	9,144
職員人件費	6,867
一般管理費	732
財務費用	611
雑損	0
減価償却費	2,109
臨時損失	0
収益の部	31,530
経常収益	31,498
運営費交付金収益	10,766
授業料収益	3,566
入学金収益	489
検定料収益	114
附属病院収益	14,567
受託研究等収益	754
補助金等収益	13
寄附金収益	553
財務収益	13
雑益	153
資産見返運営費交付金等戻入	304
資産見返補助金等戻入	56
資産見返寄附金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	30
臨時利益	32
純利益	765
目的積立金取崩益	0
総利益	765

(注1) 「臨時利益」は、承継剰余金債務を収益化したものである。

(注2) 「純利益」は、医学部附属病院における長期借入金に係る償還元金が、長期借入金により取得した償却資産の減価償却費を上回ること等で生じたものである。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	49,019
業務活動による支出	28,241
投資活動による支出	12,383
財務活動による支出	2,888
翌年度への繰越金	5,507
資金収入	49,019
業務活動による収入	31,346
運営費交付金による収入	11,249
授業料・入学金及び検定料による収入	3,980
附属病院収入	14,567
受託研究等収入	754
補助金等収入	106
寄附金収入	556
その他の収入	134
投資活動による収入	8,528
施設費による収入	1,516
その他の収入	7,012
財務活動による収入	1,730
前年度よりの繰越金	7,415

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間文化課程	460人
	現代社会課程	440人
	経済経営課程	480人
教育学部	学校教育教員養成課程	580人
	養護教諭養成課程	100人
	生涯教育課程	280人
	（うち教員養成に係る分野 680人）	
医学部	医学科	590人
	保健学科	860人
	（うち医師養成に係る分野 590人）	
理工学部	数理科学科	160人
	物理科学科	160人
	物質創成化学科	184人
	地球環境学科	232人
	電子情報工学科	232人
	知能機械工学科	232人
	学部共通	20人
農学生命科学部	生物学科	80人
	分子生命科学科	80人
	生物資源学科	70人
	園芸農学科	80人
	地域環境工学科	60人
	生物機能科学科	80人
	応用生命工学科	100人
	生物生産科学科	110人
	地域環境科学科	80人
人文社会科学研究科	文化科学専攻	20人
	（うち修士課程 20人）	
	応用社会科学専攻	12人
	（うち修士課程 12人）	
教育学研究科	学校教育専攻	12人
	（うち修士課程 12人）	
	教科教育専攻	66人
	（うち修士課程 66人）	
	養護教育専攻	6人
（うち修士課程 6人）		
医学研究科	医科学専攻	160人
	（うち博士課程 160人）	

医学系研究科	医科学専攻	64人
	(うち博士課程)	64人)
保健学研究科	保健学専攻	50人
	(うち博士前期課程)	50人)
	保健学専攻	27人
	(うち博士後期課程)	27人)
理工学研究科	数理システム科学専攻	20人
	(うち博士前期課程)	20人)
	物質理工学専攻	44人
	(うち博士前期課程)	44人)
	地球環境学専攻	32人
	(うち博士前期課程)	32人)
	電子情報システム工学専攻	32人
	(うち博士前期課程)	32人)
	知能機械システム工学専攻	32人
	(うち博士前期課程)	32人)
	機能創成科学専攻	12人
	(うち博士後期課程)	12人)
	安全システム工学専攻	12人
	(うち博士後期課程)	12人)
農学生命科学研究科	生物機能科学専攻	24人
	(うち修士課程)	24人)
	応用生命工学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	生物生産科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	地域環境科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
地域社会研究科	地域社会専攻	18人
	(うち博士後期課程)	18人)
附属小学校	768人	
	学級数	21
附属中学校	600人	
	学級数	15
附属特別支援学校	60人	
	学級数	9
附属幼稚園	160人	
	学級数	5